

# 死亡に関する手続き

「広島市手続きガイド」でスマートフォン等から必要な手続きや持ち物等を確認できます。

☞ 二次元コードからアクセスできます



(担当課欄に※印のある事項は、住所地を管轄する出張所でも手続きができます。)

(必要な手続き欄に★印のある事項は「ご遺族手続支援コーナー(亡くなられた方の住所地の区役所)」でも受付可能です。)(事前予約制)

| チェック | 必要な手続き | お持ちいただくもの | 手続きのしかた・手続きの必要な方   | 担当課    |
|------|--------|-----------|--|--------|
|      | 死亡届    | 死亡診断書     | 死亡したことを知った日から7日以内に届出をしてください。<br><b>戸籍証明の交付ができるまでに日数がかかります。</b> | ※ 区市民課 |

以下の手続きは該当する方のみが必要になります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

|         |                           |  |  |             |
|---------|---------------------------|--|--|-------------|
| 印鑑      | 印鑑登録証の返還★                 | 印鑑登録証(カード)   | 死亡届により印鑑登録は廃止されますので、印鑑登録証を返還してください。  | ※ 区市民課      |
| マイナンバー等 | 通知カード又はマイナンバーカードの返還★      | 通知カード又はマイナンバーカード   | 死亡届出の後、手続きによってはカードが必要となる場合がありますので、しばらくは保管しておいてください。その後返還してください。  | ※ 区市民課      |
|         | 住民基本台帳カードの返還★             | 住民基本台帳カード  | 死亡届により廃止されますので、カードを返還してください。   |             |
| 住民票の変更  | 世帯主変更届★                   | 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)  | 世帯主が亡くなった後の世帯員が複数の場合、世帯主変更の届出が必要です。変更があった日から14日以内に届出をしてください。届出が不要場合があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。  | ※ 区市民課      |
| 国民健康保険  | 国民健康保険の喪失手続き★             | 国民健康保険証  | 国民健康保険の加入者が死亡した場合、国民健康保険の喪失手続きをしてください。   | ※ 区保険年金課    |
|         | 国民健康保険証の交換                | 国民健康保険証  | 世帯主が死亡した後の世帯に国保加入者がいる場合は国民健康保険証の世帯主氏名を変更する必要があるため、窓口にお尋ねください。  |             |
|         | 国民健康保険葬祭費の申請手続き★          | 国民健康保険証、死体(埋)火葬許可証、葬祭執行者の預貯金口座番号がわかるもの   | 国民健康保険の加入者が死亡した場合は、葬祭を行った方が申請してください。葬祭を行った日の翌日から起算して2年を過ぎると支給されませんのでご注意ください。<br>※勤務先等の健康保険であった人(国保組合を除く。)で、退職3か月以内に死亡した人は、以前加入していた健康保険で葬祭費を受け取ることができる場合があります。希望の際は、そちらの窓口にお尋ねください。 |             |
| 国民年金    | 国民年金の手続き(加入されていた方)★       | 死亡一時金・遺族基礎年金・寡婦年金などを請求できる場合があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。  |  | ※ 市税事務所 税務室 |
|         | 国民年金の手続き(受給されていた方)★       | 未支給年金・未支払給付金請求の手続きが必要です。マイナンバーが収録されていない方は、年金受給権者死亡届も提出してください。なお、年金の種類によって提出先や必要書類、あるいは、手続きの要否が異なりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。(国民年金の一部や厚生年金等については年金事務所へ、共済年金については各共済組合へ手続きが必要となります。) |  |             |
| 税金      | 原動機付自転車又は小型特殊自動車の手続き      | 所有者の変更又は廃車の手続きをしてください。詳しくは窓口へお問い合わせください。   |  | ※ 市税事務所 税務室 |
| 下水道     | 水道の利用者の名義等の変更手続き          | 水道の利用者の名義等を変更される場合は、引越お客さま受付センター(Tel.082-511-5959)、または水道局各営業所へご連絡ください。   |  | 水道局 各営業所    |
|         | 地下水(井戸水)による下水道の使用人数等変更手続き | 地下水(井戸水)を利用して、下水道を使用されている世帯で、死亡により使用人数や利用者名義に異動がある場合は、下水道局管理課へご連絡ください。(Tel.082-241-8258)   |  | 下水道局 管理課    |
| 子育て     | 出産応援給付金の申請手続き             | 令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦または令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に出生した児童の母のうち、出産応援給付金(妊婦または母1人につき5万円)の支給を受けていない方が亡くなられた場合、支給対象となる場合がありますので、担当課へお問い合わせください。                                       |  | 区地域支えあい課    |
|         | 子育て応援給付金の申請手続き            | 令和4年4月1日以降に出生した児童が亡くなられ、養育者が子育て応援給付金(児童1人につき5万円)の支給を受けていない場合、支給対象となる場合がありますので、担当課へお問い合わせください。  |  |             |

(裏面に続く)

|        | チェック                | 必要な手続き                                  | お持ちいただくもの                                  | 手続きのしかた・手続きの必要な方   | 担当課    |
|--------|---------------------|---|--|--|--------|
| 子育て    |                     | 児童手当の手続き                                |  | 死亡届により自動的に受給資格が消滅しますので手続きは不要です。ただし、未受給分の手当を受け取るためには、請求手続きが必要です。また、亡くなった方に代わって、配偶者等が受給者になるには、新たに請求手続きが必要となりますので、必ず窓口へお問い合わせください。<br>※ 亡くなった日の翌日から15日以内に請求手続きをしてください。手続きが遅れると、さかのぼって支給できません。 | ※ 区福祉課 |
|        |                     | 児童扶養手当の喪失または申請手続き                       | 喪失…手当証書、死亡が確認できる書類等<br>申請…戸籍謄本、住民票の写し等     | 未受給分の手当が請求ができる場合や、死亡した受給者に代わって児童を養育する方が新たに申請できる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。  |        |
|        |                     | こども医療費補助の喪失または変更手続き<br>★(受給者証の返還のみ)     | 受給者証等                                      | 子どもが亡くなられた場合は受給者証を返還してください。子どもの父または母が亡くなられた場合は変更手続きが必要になりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。   | ※      |
|        |                     | ひとり親家庭等医療費補助の申請手続き                      | 戸籍全部事項証明書、健康保険証等                           | 児童の父または母が亡くなった場合等、対象となる場合がありますので、窓口へお問合せください。  |        |
|        |                     | ひとり親家庭等医療費補助の喪失または変更手続き<br>★(受給者証の返還のみ) | 受給者証等                                      | 父子家庭の父および児童、母子家庭の母および児童が亡くなられた場合は受給者証を返還してください。父子家庭の父または児童、母子家庭の母または児童が亡くなられた場合は変更手続きが必要になりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。   |        |
| 福祉サービス |                     | 特別児童扶養手当の喪失手続き                          | 手当証書、本人確認書類等                               | 未受給分の手当が請求できる場合や、死亡した受給者に代わって児童を養育する方が新たに申請できる場合がありますので、窓口へお問い合わせください。   | ※ 区福祉課 |
|        |                     | 母子父子寡婦福祉資金の貸付停止手続き                      | —  | 資金の貸し付けを受けていた方。<br>詳しくは、窓口へお問い合わせください。   |        |
|        |                     | 重度心身障害者医療費補助の喪失手続き<br>★                 | 受給者証                                       | 受給者証を返還してください。   | ※      |
|        |                     | 重度精神障害者通院医療費補助の喪失手続き<br>★               | 受給者証                                       | 受給者証を返還してください。   | ※      |
|        |                     | 特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の手続き                 | 本人確認書類、配偶者等の預金通帳(未払いの手当がある場合)              | 認定を受けていた方  |        |
|        |                     | 心身障害者扶養共済年金・弔慰金の請求手続き                   | お持ちいただくもの、手続き方法が異なりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。 |  |        |
|        |                     | 身体障害者手帳の返還<br>★                         | 身体障害者手帳                                    | 手帳の交付を受けていた方   | ※      |
|        |                     | 療育手帳の返還<br>★                            | 療育手帳                                       | 手帳の交付を受けていた方   |        |
|        |                     | 障害福祉サービス等の受給者証の返還手続き                    | 受給者証                                       | 受給者証を返還してください。   |        |
|        |                     | 精神障害者保健福祉手帳の返還<br>★                     | 精神障害者保健福祉手帳                                | 手帳を返還してください。   |        |
|        |                     | 自立支援医療(精神通院・育成・更生医療)の喪失手続き<br>★         | 医療受給者証                                     | 医療受給者証を返還してください。   |        |
|        |                     | 福祉電話・あんしん電話の廃止届                         | 身体障害者手帳                                    | 障害者で設置している方が死亡された場合は、廃止の手続きをしてください。  |        |
|        |                     | 小児慢性特定疾病医療費助成の手続き                       | 受給者証                                       | 返還届を提出し、受給者証を返還してください。   |        |
|        | 特定医療費(指定難病)支給認定の中止届 | 特定医療費(指定難病)受給者証                         | 中止届を提出し、医療費の支払い後に特定医療費(指定難病)受給者証を返還してください。 |  |        |

( 次 ペ ー ジ に 続 く )

|          | チェック | 必要な手続き                             | お持ちいただくもの   | 手続きのしかた・手続きの必要な方  | 担当課             |
|----------|------|------------------------------------|---|---|-----------------|
| 福祉サービス   |      | 生活保護の手続き                           | 被保護者証明書(夜間・休日等受診用)  | 被保護者証明書(夜間・休日等受診用)を返還してください。  | 区生活課            |
|          |      | 配食サービス・高齢者在宅介護用品支給の廃止手続き           | —   | 区福祉課で廃止の手続きをしてください。   | ※ 区福祉課          |
|          |      | 福祉電話・あんしん電話の廃止手続き                  | —   | 高齢者の方で設置している方が死亡された場合は、区福祉課で廃止の手続きをしてください。                                  |                 |
| 後期高齢者医療  |      | 後期高齢者医療被保険者証等の返還手続き★               | 被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証等   | 被保険者証等を区福祉課高齢介護係へ返還してください。  | ※ 区福祉課          |
|          |      | 後期高齢者医療の葬祭費の支給申請手続き★               | 死体(埋)火葬許可証、葬祭執行者の預貯金口座番号がわかるもの、本人確認書類(運転免許証など)  | 葬祭を行った方が区福祉課高齢介護係へ申請してください。葬祭を行った日の翌日から起算して2年を過ぎると支給されませんのでご注意ください。         |                 |
| 介護保険     |      | 介護保険被保険者証の返還★                      | 被保険者証   | 40歳以上の方で証の交付を受けていた場合は、区福祉課高齢介護係又は出張所へ返還してください。                              | ※ 区福祉課          |
|          |      | 介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証等の返還★        | 負担割合証、負担限度額認定証等   | 広島市で要介護・要支援認定を受けていた方等であって、証の交付を受けていた方は、区福祉課高齢介護係又は出張所へ返還してください。             |                 |
| 被爆者健康手帳等 |      | 被爆者葬祭料等の支給申請手続き★                   | 被爆者健康手帳、死体(埋)火葬許可証、死亡診断書又は死体検案書、申請者の預金通帳、窓口に来られる方の本人確認書類  | 区地域支えあい課へ葬祭を行う方が申請してください。(被爆者の死亡日から5年以内)死亡した被爆者が手当受給者であった場合は、手当証書を返還してください。 | ※ 区地域支えあい課      |
|          |      | 被爆者健康手帳等の返還★                       | 被爆者健康手帳又は健康診断受診者証   | 区地域支えあい課へ被爆者健康手帳又は健康診断受診者証を返還してください。  |                 |
|          |      | 原爆諸手当等の手続き                         | 死亡届により自動的に受給資格が消滅しますので、原爆諸手当の支給停止の手続きは不要です。<br>ただし、未受給分の手当等が請求できる場合があります。これを受け取るためには、相続人による請求手続きが必要です。詳しくは健康福祉局原爆被害対策部援護課へお問い合わせください。<br>(①医療特別手当、特別手当、認定被爆者通院交通費、医療費:TEL 082-504-2195)<br>(②健康管理手当、保健手当、介護手当、介護保険利用料助成:TEL 082-504-2194)<br>※ 請求手続きには期限があります。詳しくはお問い合わせください。 |   | 健康福祉局原爆被害対策部援護課 |
| 市営住宅     |      | 市営住宅の同居者の異動又は使用の権利の承継の手続きなど        | 市営住宅の同居者が死亡された場合は、異動の手続きが必要です。また、市営住宅の入居名義人が死亡され、同居を承認されている方が引き続きその住宅に居住しようとするときは、入居承継の承認手続きが必要です。入居承継の承認には、一定の条件を満たすことが必要です。なお、一定の基準を満たしていても、同居の承認を受けていない場合は、入居承継することができません。詳しくは区建築課へお問い合わせください。   | 区建築課  |                 |
| 墓地       |      | 市営墓地(又は高天原納骨堂)使用者の相続による権利移転(承継)手続き | 市営墓地(又は高天原納骨堂)の使用権者が死亡された場合、承継される方により必要書類等が異なります。詳しくは窓口へお問い合わせください。<br>(①市営墓地:TEL 082-241-7451)<br>(②高天原(たかまがはら)納骨堂:TEL 082-289-1698 永安館管理事務所)  |   | 健康福祉局環境衛生課      |
|          |      | 市営墓地への納骨手続き                        | 市営墓地へ納骨される場合は、納骨の手続きが必要になります。詳しくは窓口へお問い合わせください。<br>(①市営墓地:TEL 082-241-7451)   |   |                 |
| 衛生       |      | 水洗便所設備資金貸付金の借受人変更手続き               | —   | 下水道局管理課へご連絡ください。<br>(TEL 082-241-8257)                                      | 下水道局管理課         |
|          |      | 水洗便所設備資金貸付金の連帯保証人変更手続き             | —   | 下水道局管理課へご連絡ください。<br>(TEL 082-241-8257)                                      |                 |

(裏面に続く)

|             | チェック | 必要な手続き   | お持ちいただくもの                                     | 手続きのしかた・手続きの必要な方  | 担当課  |
|-------------|------|--|---|---|--|
| 衛生          |      | し尿くみ取りの中止<br>又は人数、申込者の変更                             |   | 広島市都市整備公社環境事業課へご連絡ください。(TEL082-244-7791)<br>※東区温品、上温品、馬木、福田地区及び安芸区にお住まいの方は、安芸地区衛生施設管理組合へご連絡ください。(TEL082-885-2534)   | 環境局業務第二課   |
|             |      | 浄化槽管理者変更等の<br>手続き                                    |   | 浄化槽管理者が死亡された場合は、浄化槽管理者変更の手続きが必要です。浄化槽の使用を休止される場合は、浄化槽使用休止の手続きが必要です。担当課まで連絡してください。(TEL082-504-2223)<br>※市営浄化槽を使用されているときは、下水道局管路課へ連絡してください。(TEL082-504-2719)  |  |
| 防災          |      | 防災行政無線屋内受信機<br>の返納                                   |   | 防災行政無線屋内受信機を貸与されている方が死亡されたときは、防災行政無線屋内受信機の返納が必要です。詳しくは危機管理室災害対策課に電話等で連絡してください。(TEL 082-504-2831)  | 危機管理室<br>災害対策課   |
|             |      | 防災情報電話通知サー<br>ビスの登録解除                                |   | 防災情報電話通知サービスを登録されている方が死亡されたときは、登録の解除が必要です。詳しくは危機管理室災害対策課に電話等で連絡してください。(TEL 082-504-2356)  |  |
| 森林          |      | 森林の土地の所有者届<br>出                                      | 位置図、登記事項証明<br>書など土地の所有権を<br>有することが証明でき<br>る書類 | 対象となる森林を所有している方が死亡されて、相続等により森林の土地を新たに取得した場合は、所定の様式により、土地の所有者となった日から90日以内に届出をしてください。様式は担当課に備付のほか、市ホームページからダウンロードすることもできます。詳しくは担当課へお問い合わせください。  | 区農林課<br>(安佐南区、<br>安佐北区、<br>安芸区、<br>佐伯区)<br>区地域起こ<br>し推進課(上<br>記の区以<br>外) |
| 農地          |      | 田又は畑の土地(農地)<br>の相続等の届出                               | 相続登記後の土地の<br>全部事項証明書等、代<br>理人の場合は委任状          | 地目が田又は畑の土地(農地)を所有している方が死亡されて、相続等により農地を新たに取得した場合は、所定の様式により、相続の日から概ね10か月以内に届出をしてください。様式は農業委員会事務局に備付のほか、市ホームページからダウンロードすることもできます。詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。(TEL 082-568-7755)   | 農業委員会<br>事務局   |
| 空き家         |      | 被相続人居住用家屋等<br>確認書の申請(空き家の<br>譲渡所得の3,000万円特<br>別控除関係) |   | 空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。<br>税務署で控除の申告をする前に、空き家所在地の区役所建築課にて「被相続人居住用家屋等確認書」の申請が必要です。<br>提出書類など詳しくは区役所建築課へお問い合わせください。  | 空き家所在<br>地の区建築<br>課  |
| 不動産<br>(税金) |      | 固定資産(土地・家屋)を<br>新たに所有する人の申告                          |   | 固定資産税・都市計画税に関して、市内に固定資産(土地・家屋)を所有している方が亡くなった場合、相続人など新たにその固定資産を所有する人は、申告期限※までに住所や氏名など必要な事項を申告していただく必要があります。詳しくは市税事務所・税務室へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。<br>※新たに所有したことを知った日の属する年の翌年の1月31日又は新たに所有したことを知った日の翌日から3か月を経過した日のいずれか遅い日<br>(注)<br>・相続人などが複数いらっしゃる場合には、他の相続人などと十分協議の上、申告してください。<br>・相続登記が完了している場合は申告する必要はありません。<br>・相続登記の手続きは、次の「不動産の相続登記」の項目をご覧ください。           | 市税事務所<br>税務室   |
| (相続<br>登記)  |      | 不動産の相続登記   |   | 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されており、相続又は遺贈により土地や建物を取得したことを知った相続人は、3年以内に不動産の所在地を管轄する法務局に登記の申請をしなければなりません(令和6年3月31日以前に相続又は遺贈が発生している場合も対象となりますが、令和9年3月31日までの猶予期間があります。)。<br>なお、相続登記を始め、各種相続手続の際には「法定相続情報証明制度」が利用できます。<br>詳しくは、法務局へお問い合わせください。(法務局ホームページ参照)<br>※中区、東区、南区、西区、安佐南区、安芸区管内: 広島法務局(TEL082-228-5741)<br>佐伯区管内: 廿日市支局(TEL0829-31-0164)、安佐北区管内: 可部出張所(TEL082-812-2548) |  |
| パート<br>ナー   |      | パートナーシップ宣誓書<br>受領証等の返還                               | 宣誓書受領証、宣誓<br>書受領カード、本人<br>確認書類                | 宣誓者のお一人が亡くなった場合、宣誓書受領証と宣誓書受領カードの返還が必要です。返還届に受領証等を添付し、市民局人権啓発課へ届け出てください。<br>詳しくは人権啓発課へお問い合わせください。(TEL:082-504-2165)  | 市民局<br>人権啓発課   |

★「ご遺族手続支援コーナー」について

ご遺族手続支援コーナーは予約制です。コーナーのご利用をご希望の方は、事前に亡くなられた方の住所地の区役所市民課にお電話ください。

・ご予約の電話より、2営業日後からご利用いただけます。

・コーナーをご利用にならず、直接、担当課又は出張所※での手続きも可能です(※亡くなられた方の住所地の区の出張所に限ります。)

コーナーの場所 : 亡くなられた方の住所地の区役所

利用時間 : 平日 午前9時～12時 午後1時～午後5時

予約の受付窓口 : 各区役所市民課

予約の受付時間 : 平日 午前8時30分～午後5時15分

★「戸籍の広域交付」について

令和6年3月1日より戸籍の広域交付が始まりました。

本籍地が遠方にある方でも、自らや父母等の戸籍証明書等について最寄りの市区町村の窓口で請求ができます

また、取得したい戸籍証明書の本籍地が複数の市区町村の場合でも一つの窓口でまとめて請求できます。

手続には顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード等)が必要です。詳しくはホームページをご覧ください。



広島市ホームページ  
(ページ番号  
366995)